

## 協議会規程第7号

### 大阪府豊能地区教職員人事協議会部会の運営に関する規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約第15条第2項の規定に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (部会員)

第2条 部会員は、関係市町の教育委員会事務局の職員のうちから、当該職員の属する市又は町の教育委員会の同意を得て、会長がこれを選任する。

#### (部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定めるものとする。

#### (部会長等の職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、会長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

#### (関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (報告)

第7条 部会長は、部会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

#### (庶務)

第8条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

#### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。